

議案書

1 協議事項

(1) 委員長の互選について

[概要]

社会福祉法第8条の規定により、地方社会福祉審議会に委員の互選による委員長一人を置くとされています。

(2) 副委員長の指名について

[概要]

福山市社会福祉審議会運営要綱第2条により、副委員長は委員長が指名することとなっております。

(3) 委員の所属分科会の指名について

[概要]

委員がどの分科会に所属するかについては、社会福祉法施行令第2条第1項、福山市社会福祉審議会条例第7条により、委員長が指名することとなっております。

(4) 専門分科会長の互選について

[概要]

福山市社会福祉審議会運営要綱第4条により、各専門分科会に、専門分科会長を1名置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定めることとなっております。

(5) 専門分科会副会長の指名について

[概要]

福山市社会福祉審議会運営要綱第5条により、専門分科会副会長は専門分科会長が指名することとなっております。

(6) 保育所等の認可に伴う諮問について（今後諮問があった際の取扱い）

[概要]

児童福祉法の規定により、市が保育所の設置又は地域型保育事業の認可を行う際は、あらかじめ、本審議会の意見を聴かなければならないとされています。

今後、市が新たに保育所設置又は地域型保育事業の認可に伴い、市長より本審議会に諮問があった場合に、児童福祉専門分科会に付議し、児童福祉専門分科会の決定をもって本審議会の決定とするものです。

2 その他報告事項

3 参考資料

- (1) 福山市社会福祉審議会委員名簿（2025年（令和7年）5月12日現在）

参考資料1のとおり

- (2) 2025年度（令和7年度）福山市社会福祉審議会関係局部課長名簿

参考資料2のとおり

- (3) 各種関係法令等

参考資料3のとおり